

# 有価証券報告書の訂正報告書

第9期 自 平成18年4月1日  
至 平成19年3月31日

松下電工インフォメーションシステムズ株式会社  
(941481)

当社は、証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を利用して、平成19年8月8日に訂正報告書を提出している。

本書は、上記の方法により提出した訂正報告書の記載事項に、頁を付して紙媒体として作成したものである。

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成19年8月8日

【事業年度】 第9期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

【会社名】 松下電工インフォメーションシステムズ株式会社

【英訳名】 Matsushita Electric Works Information Systems Co.,Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 河村 雄良

【本店の所在の場所】 大阪市北区茶屋町19番19号

【電話番号】 06-6906-2801（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長兼総務部長 丸岡 裕征

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区茶屋町19番19号

【電話番号】 06-6377-0035

【事務連絡者氏名】 執行役員 経理部長兼総務部長 丸岡 裕征

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月15日に提出いたしました第9期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項におきまして一部に訂正（記載不備における追加）を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第 4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（1）～（4） <省略>

（訂正後）

（1）～（4） <省略>

#### （5）取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めている。

#### （6）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

##### ①自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、企業環境の変化に対応し機動的な経営が遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めている。

##### ②剰余金の配当等

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる旨を定款に定めている。これは、剰余金の配当等を取締役会の決議により、株主への利益還元を機動的に実施できるようにすることを目的とするものである。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めている。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものである。